債権者集会招集

平成２８年（フ）第４６５６号
大阪市西淀川区歌島１丁目13番10号　第２グリーンパーク歌島403号室
破産者　福政　由実（旧姓内藤）
１　期日　平成29年３月16日午後２時30分
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年１月26日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第４６号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町155番地
破産者　奄美フルーツプランタン株式会社
異議申述期間　平成29年３月27日まで
平成29年１月27日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０９３号
東京都豊島区巣鴨４丁目28番３号
清算株式会社　株式会社商経
代表清算人　中上　仁平
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２００４号
東京都千代田区永田町２丁目11番１号
清算株式会社　株式会社シンポ
代表清算人　新保　康夫
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第３６号
京都市中京区三条通烏丸西入御倉町80番地
清算株式会社　株式会社あーとにしむら
代表清算人　礒本　　延
１　決定年月日　平成29年１月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３号
愛知県豊橋市西幸町字浜池333番地の９
清算株式会社　株式会社トッパ堂
代表清算人　鈴木　竜太
１　決定年月日　平成29年１月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　鈴木竜太、鈴木秀明、鈴木則及び鈴木友香は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日において、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
２　清算株式会社と豊川信用金庫は、清算株式会社の豊川信用金庫に対する出資金返還請求権が行使できるようになった日において、清算株式会社の豊川信用金庫に対する出資金返還請求権と豊川信用金庫の清算株式会社に対する協定債権を対等額にて相殺する。
３　清算株式会社は、第１項記載の協定債権者を除く各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から３か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額（ただし、豊川信用金庫については、第２項の相殺後の金額相当額）の割合に応じて按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社が負担する。
４　第１項記載の協定債権者を除く各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
５　第３項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、第１項記載の協定債権者を除く各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額（ただし、豊川信用金庫については、第２項の相殺後の金額相当額）の割合に応じて按分して弁済する。ただし、振込手数料は清算株式会社が負担する。この場合においては、第１項記載の協定債権者を除く各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
名古屋地方裁判所豊橋支部

監 督 命 令

平成２９年（再）第１号
福岡県福津市日蒔野５丁目17番地１
再生債務者　医療法人大郁会
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区警固２―18―７　ふじたビル301　けやき通り法律事務所　弁護士　吉岡　隆典
平成29年１月24日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定

平成２８年（再）第１号
秋田県横手市平和町９番10号
再生債務者　横手セントラルホテル株式会社
１　決議に付する計画案　平成28年12月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成29年２月28日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成29年２月14日
平成29年１月26日
秋田地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２８年（再）第４号
横浜市中区花咲町２丁目71番地４
再生債務者　治部田幸久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年１月27日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再）第１号
新潟市南区白根日の出町10番８号
再生債務者　株式会社鈴木佛壇店
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年１月27日　　新潟地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２８年（再）第１号
福島市上鳥渡字樋ノ口北52番地
再生債務者　社会福祉法人とやの福祉会
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　福島市北五老内町２番38号　すがの法律事務所　弁護士　菅野　昭弘
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成29年１月27日
福島地方裁判所第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第６０号
千葉県印西市戸神台２丁目13番地４
再生債務者　近藤　　貢（旧姓髙野）
１　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月３日から平成29年３月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再イ）第２８７号
名古屋市中川区十番町３丁目12番地　ユーハウス昭和橋公園Ⅱ101号
再生債務者　武内　慎司
１　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年２月24日から平成29年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３号
愛知県豊田市日南町２丁目１番地　キューピー日南寮21号
再生債務者　志田めぐみ
１　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月17日まで
４　一般異議申述期間　平成29年２月24日から平成29年３月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部